

### 3.消費地からのホットニュース、トピックス

**・平成13年(1 - 12月)の花き卸売実績まとまる  
 ~山形産花き大幅売上増を記録、東京市場全体では微増~  
 (東京都中央卸売市場花き部公表)**

平成13年1月から12月の東京都中央卸売市場の総取扱数量については、部類によって単位が異なるため算出できないが、売上金額は906億9,267万円で前年比114%の増加となった。

ただし、世田谷市場花き部が、平成13年4月14日に開場した関係で、かなりの売上増となったが、以前からの市場の売上に対する前年比で見ると102%で、わずかな増加にとどまった。

このような中で山形産花きは、総売上金額で前年比143%の増となり、品目ごとでも苗物を除いて大幅な増加となり、大健闘した。

#### 山形県花き取扱実績(平成13年1 - 12月)

数量単位 本、枚、束、鉢、箱  
 金額単位 千円  
 前年比・山形のシェア %

区 分	数 量			金 額		
	本年	前年比	山形のシェア	本年	前年比	山形のシェア
総 数	-	-	-	2,528,114	143	2.8
切 花	31,238,334	113	3.3	2,230,623	118	4.1
切 葉	39,537	141	0.0	1,385	140	0.0
切 枝	262,302	130	0.1	175,706	125	1.8
鉢 花	267,039	120	0.1	55,697	127	0.6
らん鉢	738	183	0.0	1,733	180	0.0
観葉植物	6,004	234	0.0	783	445	0.0
観賞樹	6,630	220	0.1	3,139	263	0.1
苗 物	152,700	88	4.0	158,406	83	3.0
そ の 他	3,220	85	0.4	643	123	0.1

(注)シェア欄の0.0は0.1%以下の数字は示す

市場別、部類別取扱高の実績

市場別 卸売業者別	類別	総数		切花		切葉		切枝	
		(千円)	前年比	(千本)	前年比	(千枚)	前年比	(千束)	前年比
総計	数量			935,260	110	75,034	117	28,341	138
	金額	90,692,665	114	54,845,561	112	2,040,663	118	4,140,076	109
北足立市場	数量			126,110	95	8,706	95	4,988	102
	金額	11,010,834	96	7,255,290	96	229,135	96	506,730	92
大田市場	数量			490,349	104	39,575	111	9,343	106
	金額	50,611,745	106	29,356,119	106	1,154,066	110	2,312,035	101
板橋市場	数量			145,164	95	10,827	96	4,635	153
	金額	10,733,096	98	8,451,315	98	272,034	102	566,881	92
葛西市場	数量			87,358	91	8,323	103	3,806	103
	金額	8,683,245	93	4,458,151	90	171,344	97	289,736	88
世田谷市場	数量			86,278	-	7,601	-	5,566	-
	金額	9,653,743	-	5,324,683	-	214,082	-	464,691	-
(参考) 平均価格		-	-	59	102	27	101	146	79

市場別 卸売業者別	類別	鉢本(各千鉢)							
		鉢物計	前年比	鉢花	前年比	らん鉢	前年比	観葉植物	前年比
総計	数量	55,996	122	35,558	120	2,345	111	12,787	129
	金額	23,821,439	119	10,066,330	114	6,079,811	119	5,230,487	125
北足立市場	数量	6,100	95	4,435	94	320	92	891	106
	金額	2,534,621	97	1,185,590	96	704,828	97	408,457	104
大田市場	数量	30,531	107	17,668	104	1,348	102	8,402	114
	金額	13,952,770	106	5,522,140	103	3,471,221	103	3,490,488	112
板橋市場	数量	2,540	99	1,804	99	136	101	462	96
	金額	1,226,752	98	564,483	97	383,049	96	201,436	100
葛西市場	数量	7,807	95	5,427	89	269	91	1,480	116
	金額	2,880,068	96	1,494,565	92	597,562	95	532,504	112
世田谷市場	数量	9,016	-	6,222	-	269	-	1,549	-
	金額	3,227,226	-	1,299,550	-	923,148	-	597,600	-
(参考) 平均価格		425	97	283	95	2,592	107	409	97

市場別 卸売業者別	類別	鉢本(各千鉢)		苗物		その他花き	
		観賞樹	前年比	(線箱)	前年比	(千箱)	前年比
総計	数量	5,305	128	3,828	105	798	109
	金額	2,444,809	129	5,343,662	115	501,263	123
北足立市場	数量	453	92	325	109	334	88
	金額	235,744	97	448,659	106	36,395	81
大田市場	数量	3,111	107	2,775	107	81	108
	金額	1,468,920	110	3,514,039	109	322,713	107
板橋市場	数量	136	114	154	101	6	87
	金額	77,783	104	183,878	100	32,232	105
葛西市場	数量	629	105	337	55		131
	金額	255,435	101	846,015	101		125
世田谷市場	数量	975	-	235	-	20	-
	金額	406,926	-	351,069	-	71,990	-
(参考) 平均価格		461	100	1,396	110	628	113

## ・卸売市場メロン売り場から

メロン類が市場の果実売り場で大きな面積を占め、夏の彩りを競っている。

ここ3、4年の販売が苦戦続きで、主産地は作付面積が減少傾向となっているだけに、今年こそはと期待が高い。先発の熊本、茨城に続いて本県産の庄内メロンも戦列に加わっている。

そこで、市場メロン売り場の中からセリ人の声をまとめてみた。

### (1) 販売店などへの出荷情報を的確に

- ・ 出荷時期の明示
- ・ 1日あたり平均出荷量とピーク時の明示
- ・ 等階級の発生傾向(例えば大玉だとか小玉傾向など)等の作柄概況
- ・ 安心して取扱いができるよう出荷量や品質選別の安定供給

### (2) メロンは玉売り。高価格の時期は手が出せない

スイカは予算、家族構成など幅広い用途に合わせた商品提供ができるため、消費者にとっては買いやすい商品である。それに比べてメロンはどうしても玉売りになってしまい、全体の価格が下がらないと一般の消費者はなかなか手が出せない。また、大きな売り場面積を取るため売り込みがしづらといった問題点がある。

### (3) 試食宣伝会への取り組み

消費者は果実に、甘いのか、柔らかいか、ジューシーか、などの不安感を持ちながら買っている。試食宣伝会などを通じて、この不安感を取り除く売り方をすれば、メロンはまだまだ売れる。

### (4) 食べ頃商品の提供

メロンは食べ頃に人それぞれの好みがあり、消費者の望む食べ頃に合わせた見極めが難しい。現実に市場に勤めている者でも、メロンを買って包丁を入れるときは、専門家でありながら勇気がいる。まだ固いのではないか、過熟になっていないか、このような食べ頃の判断の難しさがメロン消費量を伸び悩ませている要因ではないか。

そのためには光センサーの導入が有効で、センサー効果での差別化商品の提供が必要である。品質とは外観だけでなく中身でもあるので、センサー効果は大いに発揮される。若干外観に問題があっても、数値によりおいしい果物であると証明できる利点もある。産地にとっても内容を追求する栽培を徹底できるということ。数値で現れるとなれば、今まで取り組まなかった栽培管理を導入するようになり、生産指導の面でのセンサー効果も考えられる。

産地の事例をあげると、銚子のアムスメロンは店側に棚持ちの悪さを理解してもらい、完熟志向で糖度16度以上の最高レベルに達したものをブランド差別化して出荷している。このようなことが消費者の強い支持を得た。

アムスメロンは一つの例ではあるが、消費者の商品選択に役立つセンサー効果をうまく活用していけば、生産地側で価格設定の主導権を握ることができるのではないだろうか。

・有機農産物JAS認証農家が3,639戸

～農林水産省総合食料局まとめ～

有機農産物JAS認証制度に基づく登録認定機関の認証を受けた農家は、2002年6月現在国内で3,639戸にのぼることが農林水産省のまとめでわかった。

同省は、土づくりに取り組む農家は1万戸いるとみており、この農家全てが認証を受けるとは限らないが、認証農家はまだまだ伸びるとみている。

農家数は登録認定機関から報告のあったものをまとめたものである。

県別有機認定件数一覧(6月12日現在)

	業者	農家戸数		業者	農家戸数
北海道	141	215	京都	62	35
青森	31	58	大阪	65	38
岩手	15	38	兵庫	136	145
宮城	35	99	奈良	41	89
秋田	45	87	和歌山	42	70
山形	46	160	鳥取	7	21
福島	25	56	島根	16	32
茨城	80	68	岡山	63	256
栃木	24	51	広島	40	37
群馬	44	92	山口	4	1
埼玉	47	56	徳島	14	18
千葉	61	122	香川	16	19
東京	99	4	愛媛	83	81
神奈川	53	15	高知	20	68
新潟	66	203	福岡	77	35
富山	13	24	佐賀	66	52
石川	64	85	長崎	20	61
福井	25	60	熊本	182	240
山梨	16	18	大分	12	3
長野	30	46	宮崎	47	66
岐阜	36	70	鹿児島	189	191
静岡	123	125	沖縄	27	43
愛知	81	39	計	2,496	3,639
三重	41	191	外国	398	1,907
滋賀	26	56	合計	2,894	5,546

(注)農家戸数は報告のあったもののみ数字の積み上げを行っているため、認定件数より少ない場合がある。

業者は製造業、生産工程管理者、小分け業者、輸入業者の合計

## **・スーパーの動向をのぞく**

### **～「特選」とか「特上」など感覚言葉の表示の見直し傾向～**

食肉などの産地偽装が相次ぎ、表示に対する消費者の信頼が揺らいでいるなか、スーパー業界は基準のあいまいな食品表示、安易な売り口上の見直しに動き始めている。

イトーヨーカドーは「完熟トマト」などの表示をとりやめ、イオンも「特選」、「特上」、「上」といった明確な根拠のない言葉を順次廃止する方針。

これらの見直しは、スーパー側の自主的な取り組みで、いまのところその中身は各社まちまちだ。

しかし、全国101社で構成する日本チェーンストア協会(会長 渡辺紀征西友会長)では、食品の虚偽表示等で消費者の信頼を損なっていることを受け、「食品表示等に係る自主的取り組み」をつくって、9月頃からの完全実施にむけて申し合わせを行った。

自主的取り組みの基本事項は次のとおり。

仕入れ時の表示点検と確認の徹底

適正な表示の徹底

生活者に誤認を与えるような表示は行わない

例えば、「大」「特大」「特上」など

## **・中国野菜等残留農薬に係る現地調査と適正指導方要請について**

厚生労働省医薬局食品保健部 農林水産省生産局では、最近、中国からの生鮮、加工野菜の輸入が急増し、消費者の残留農薬問題に対する関心の高まりが見られることから、輸入野菜の残留農薬検査を強化するとともに、現地調査(平成14年6月9日～14日)を行った。

同時に、輸入時検査において、基準値を超える残留が相次いでいることをリストにより説明し、中国側の輸出前検査のさらなる強化と農薬使用の適正指導強化を要請した。

### (1) 中国側からの検査事情説明

坊市及び安丘市の冷凍野菜輸出企業

- イ 輸出野菜の生産・加工企業は、各省にある輸出入検査検疫局の登録が必要。登録には自社農場または契約農場において残留農薬の検査施設の保有が必要。
- ロ 農場段階での残留農薬の検査は、企業の検査部門が実施し、合格ならば加工工場に搬入する。
- ハ 農場段階での残留農薬の検査は、国家が定める8つの農薬(BHC、DDT、ジコホール、クロルピリホス、メタミドフォス、DDVP、カルボフラン、パラチオン)について、企業が自ら行うこととなっている。

農業部局(国家及び青島市)

- イ 農業部局は、生産段階における農薬に関する検査・指導を実施。
- ロ 現在、農業部局は、農薬の適正使用等により中国国内の残留農薬基準を超えない野菜等の生産振興を進めているが、輸出先国の基準に基づく指導は行っていない。
- ハ しかしながら、中国輸出入商品検査法は、輸出品が輸出先国の基準に従うことを義務付けており、各企業は遵守するよう努力している。

輸出検疫当局(国家質量監督検疫検験総局、山東省輸出入検査検疫局)

- イ 野菜の輸出企業は、自社の生産基地、加工工場、検査施設等を整備し、生産から加工までの過程を管理することとなっており、生産、管理、設備等について各省にある輸出入検査検疫局による審査を受け、登録しなくてはならない。
- ロ 輸出野菜の残留農薬検査は、農場段階では輸出企業が、輸出前の製品段階での検査は輸出入検査検疫局が実施する。
- ハ 各地方の輸出入検査検疫局は、輸出品のすべてのロットを検査。残留農薬等の検査は、輸出先国の基準に基づき必要な項目について実施。サンプリングは、各工場段階で行う。

(2)中国側から、今後の対応についての回答(国家質量監督検疫検験総局)

日本側で残留農薬違反が発見された場合、在京中国大使館経由のみならず、当局に対しても直接詳細な情報が欲しい。

中国側での残留農薬検査において、全項目検査は技術的に困難なため、日本側から重点検査項目について提示されたい。

日本側と同一の残留農薬検査を実施したいため、検査方法を伝授されたい(今後、検査実習等の技術協力もお願いしたい)。

メモ「残留農薬基準」

厚生労働省が食品衛生法に基づいて決める。日本で流通する農産物の農薬残留許容量を示すもので、その農薬を人が一生涯摂取し続けても体に害がないと考えられる1日当たりの量。国連食糧農業機関と世界保健機関合同の食品企画委員会(コーデックス)の危険性評価などを基本に決める。

現在、229の農薬について、およそ130の生鮮農産物に9000の基準がある。国内産にも、輸入農産物にも適用し、基準を超えるものは販売が禁止される。ただ、加工品の基準はないため、現在、生鮮品の数値を用いて冷凍ほうれん草などを検査している。